

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月18日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 寺村 公陽
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03)3395 - 3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03)3395 - 3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,568,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 719,168,000円 (注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	32,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	5,568,000円
発行価格	1個当たり174円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.74円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年7月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ニチリョク 経営統括本部 東京都杉並区上井草一丁目33番5号
払込期日	2021年7月6日
割当日	2021年7月6日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 高円寺支店

(注) 1 本有価証券届出書による第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2021年6月18日付の取締役会において決議されております。

2 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3 当社は、割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後に本買取契約を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本第三者割当に係る割当は行われなないこととなります。

4 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)3,200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同様とする。)は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同様とする。)が修正されても変更しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本欄第4項を条件に、行使価額は、各修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義される。)の前取引日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義される。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は、112円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」といいます。)を下回らないものとする。本欄第2項の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,200,000株(2021年3月31日現在の発行済株式総数12,830,005株に対する割合は24.94%)、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株で確定している。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 363,968,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式である。 また、1単元の株式数は、100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」といいます。)は、当初金223円とする。但し、行使価額は第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東証終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外「(注)1 本新株予約権の行使請求の方法」第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>(2) 行使価額は112円(但し、第4項の規定に準じて調整を受ける。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東証終値の平均値(東証終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>719,168,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2021年7月7日から2023年7月6日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 高円寺支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

2 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求が13時までに行われた場合にはその効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、本新株予約権の行使請求が13時以降に行われた場合にはその効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録によって株式を交付します。

3 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

4 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、1966年12月にダイレクトメールの発送代行を目的として、東京都杉並区に日本ホームサービス株式会社として設立されました。その後、1973年12月にニチリョク総業株式会社に社名を変更、1983年2月からは墓石の販売・施工業を開始すると共に、2000年6月には葬祭事業にも参入し、総合供養企業として業容を拡大して参りました。1987年1月には、社名を現在の株式会社ニチリョクとしております。また、1998年2月には、日本証券業協会より店頭登録銘柄として承認を受け株式公開をいたしました。近年においては、埋葬の選択肢が多様化していることに加え、故郷のお墓を都市部へ引越しする需要が増加しております。当社は、この流れに対応すべく、様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発すると共

に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける堂内陵墓の開発並びに販売受託の拡充を図っております。また、現代の消費者は「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を望んでおり、会員制の生花祭壇葬「愛彩花」並びに家族葬・直葬施設を併設した「ラストル(ラストホテル)」は、好評を得ております。

しかしながら、当社の第55期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で猛威を振るい、政府による外出自粛要請や二度に亘る緊急事態宣言の発出、変異株(N501Y)の発生等、人の往来は著しく制限され、特に非製造業においては歴史的な危機的局面を包含する形で終えました。

2021年5月14日付の「2021年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において公表しているとおり、当事業年度においては、コロナ禍による未曾有の危機感が消費者に蔓延し、来園者(見学者)数は、第2四半期会計期間に回復傾向が見られたものの激減しました。葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が顕著となる中、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により、施行単価が下落するという厳しい環境下にあります。それに加え、当事業年度においては、コロナ禍により外出を極力控え感染予防を徹底する国民的動向からか、特に首都圏において死亡者数が例年に比べ減少していると共に、通夜式を自粛し告別式のみを執り行う密葬や直葬を選択するご葬家が増加しており、葬儀専門のポータルサイトとの連携を通じ受注拡大に努めたものの、前年同期に比べ施行件数は10%程度の減少、単価は15%程度下落しました。

このような厳しい環境を打開し更なる成長戦略を実現することを目的として、2020年9月18日開催の取締役会において、パリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合(東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー39階 無限責任組員 株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ 代表取締役 篠田丈)を割当先とする第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、第1回新株予約権を発行することを決議し、2020年10月5日に払込みが完了しております。なお、当該第三者割当により、パリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合の議決権所有割合は54.82%となり、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社に異動が生じております。

また、機動的かつ安定的な中長期の財務基盤の強化を図ることを目的として、東京信用金庫、株式会社りそな銀行及び株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を2020年10月26日に締結し、2020年10月30日に借入れを実行しております。

当社は、2020年9月18日付で公表した「資本提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、新株予約権の発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」に記載した資金使途に従って上記第三者割当により調達した資金を充当し、企業価値向上の実現に向けた様々な施策に取り組んでいるものの、想定以上に長引いている新型コロナウイルス感染症の影響により、当事業年度の業績は、売上高26億2千4百万円(前年同期比17.2%減)、営業利益1億9百万円(同36.2%減)、経常損失1億4千万円(前年同期は経常利益1億2百万円)、当期純損失は、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩し等による法人税等調整額1億4千1百万円を計上し、2億9千2百万円(前年同期は当期純利益1億4千万円)となり、苦戦が続いております。さらに、ワクチン接種は徐々に始まったものの未だ収束を見せない新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等を含めた外出自粛要請が今後も継続しますと、当社のキャッシュ・フローに影響を与え、有利子負債の返済資金や運転資金を確保することが難しくなります。

このような状況下、当社の成長戦略が結果に結びつくまでの間において、財務体質の改善が喫緊の経営課題であると認識しており、資本を増強することで、有利子負債の返済資金や運転資金を確保することを目的として、本第三者割当を実施することを決定いたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

本新株予約権の発行は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッドに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

行使価額が修正される本新株予約権を発行する理由としましては、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、当社が柔軟かつ既存株主への希薄化への影響に配慮しながら、機動的に資金調達が行えるように、株価が上昇した場合には当社がそのメリットを享受できること、株価が下落した場合においても行使が進んで資金調達ができることから、当初から行使価額が修正される本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の東証終値である223円とし、2021年7月7日以降、本新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東証終値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。下限行使価額は、発行決議日の前取引日の東証終値223円の50%に相当する金額である112円(円位未満は切り上げ)となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(3) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法との比較」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に

配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております(その他のデメリットについて下記「<デメリット>」に記載のとおりです。)。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

<メリット>

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される3,200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「不行使期間」といいます。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。なお、当社が割当予定先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。但し、不行使期間は、()下記 の株式購入保証期間中、又は()上記 の取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る通知日から取得日までの期間は効力を有しません。なお、当社は、割当予定先に対して通知することにより設定した不行使期間を短縮することができます。当社が割当予定先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

株式購入保証期間

本買取契約において、当社は、行使期間中、()当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間(以下に定義します。)を適用する日を指定すること、及び()ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。なお、当該期間において新株予約権者により購入(行使により取得)される株式は、本新株予約権の行使によって新たに発行される株式となります。株式購入保証期間において、割当予定先は、1回の株式購入保証期間で、当社に最低50,000,000円を提供するため、その裁量で1回又は複数回に分けて本新株予約権の行使を行うこととされています。

これにより、当社の判断により機動的な資金調達を行うことが可能となります。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たした取引日のことであり、一定の条件とは、以下の本買取契約上の条件が充足された取引日のことをいいます。なお、当社が株式購入保証期間を割当予定先に指定した場合には、その旨を適時適切に開示いたします。

- () 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、下限行使価額を常に(疑義を避けるために付言すると、その取引日において)10%以上上回っていること
- () 東京証券取引所における当社普通株式の取引が停止されていないこと
- () 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、直前の東証終値からいかなる時点においても10%以上下落していないこと

- () 割当予定先による本新株予約権の行使が、制限超過行使(単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における当社普通株式の上場株式数の10%を超える部分に係る行使に該当することを意味します。)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。)第11条第1項本文所定の制限、その他適用法令の違反に該当しないこと
- () 当該取引日より前に割当予定先により行使された本新株予約権のうち、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から、13時までに行われた本新株予約権の行使により交付される株式については2営業日、13時以降に行われた本新株予約権の行使により交付される株式については3営業日を超えて割当予定先に交付されていないものが存在しないこと
- () 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金が1,250万円を超えていること
- () 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれも真実かつ正確であること
- () 当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反していないこと
- () 一定の市場混乱事由若しくは混乱事由が発生し、継続していないこと
- () 割当予定先が未公開情報等を保有していないこと
- () 株式会社証券保管振替機構にて株式交付の取次ぎが行えること

<デメリット>

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

買取請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2021年6月17日の東証終値の50%(112円)(円位未満は切り上げ)(但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、2) いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2021年6月17日(なお、同日を含みます。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%である425,238株(1株未満は切り上げ)を下回った場合等には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問わず、当該事由の発生が通知時点で解消しているか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

当初に満額の資金調達はできないこと

本新株予約権は、新株予約権者による権利行使があってはじめて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達が行われます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約には、本買取契約締結日から1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3)当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。当社は、上記期間中、資金調達方法について一定の制約を受けることとなります。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合や、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等、一定の場合を除きます。

(4) 当社のニーズに応じ、配慮した点

株価への影響の軽減

本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一時的に集中し、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

本新株予約権の行使は、経時的に実行されることが想定されており、希薄化は、新株式を一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

本新株予約権については、当社の判断によりその全部又は一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本新株予約権による資金調達に関しては、有利子負債の返済資金及び運転資金に充当することによって本業に専念できる環境が整い、企業価値の向上に伴う株価上昇が実現すれば、これに伴う本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達が実現するものと思われれます。

(5) 他の資金調達方法との比較

金融機関等からの融資による資金調達及び社債による調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標の低下につながり、財務基盤を強化したい当社の現状に鑑みると、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、原則としては資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

公募増資又は第三者割当による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。

株主割当による資金調達の場合は、希薄化懸念は払拭されますが、当社の財務状況から鑑みると割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による調達の場合(いわゆるライツ・イシュー)は、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当による資金調達と同様、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

- 5 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

- 6 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
- 7 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 8 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、当社の大株主であるバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合より当該普通株式について借株（貸借株数上限：300,000株）を行う予定です。割当予定先は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 9 その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
- 10 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
719,168,000	11,000,000	708,168,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額5,568,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額713,600,000円を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、本新株予約権の価値算定費用、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及びその他諸費用です。

（２）【手取金の使途】

本第三者割当により調達する差引手取概算額708,168,000円の使途につきましては、前記「１ 新規発行新株予約権証券（２）新株予約権の内容等 注４ 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由（１）資金調達の主な目的」に記載のとおり、有利子負債の返済資金及び運転資金に充当するため、第三者割当による本新株予約権の発行によって資金調達を実施することといたしました。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
有利子負債の返済資金	547,500	2021年7月～2022年1月
運転資金	160,668	2021年7月～2023年7月

（注） 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。また、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手元資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む。）、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

有利子負債の返済資金について

当社は、有利子負債が総額48億2千9百万円（2021年3月31日現在）あり、特に四半期毎に到来するシンジケートローンの返済月に多額の資金が必要となります。新型コロナウイルス感染症の影響による経済の不確実性を包含する状況下において継続的に成長投資を行うためには、今回調達する資金を有利子負債の返済に充当し、バランスシートの資本と負債のバランスを取ることで、更なる成長投資余力を創出することが肝要であります。

多額の返済資金が必要となる有利子負債の状況は、以下のとおりです。2021年7月に合計282,500千円、2021年10月に132,500千円、2022年1月に132,500千円の返済が必要となり、これらの返済に調達した資金を充当いたします。

借入先	借入日	借入金額（千円）	2021年7月～2022年3月元本返済予定額（千円）	2022年3月期元本返済後残債務額（千円）	担保権設定の有無	財務制限条項の有無及び抵触の有無	返済期限	2021年7月～2022年3月元本返済予定額に係る支払予定時期
第37回無担保社債	2021年4月30日	150,000	150,000	-	なし	なし	2021年7月30日	2021年7月
取引銀行3行をアレンジャーとするシンジケートローン	2020年10月30日	2,650,000	397,500	1,987,500	なし	条項あり 抵触なし	2025年10月31日	2021年7月 2021年10月 2022年1月

運転資金について

2021年3月期における業績及び資金計画は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、前年同期を大きく下回る結果となりました。特に、営業活動の結果得られた資金は、前年同期比に比べ48.8%減少し1億2千8百万円となり、売上減少の大きい月には、事業を運営する上で最低限必要となる人件費、租税公課、賃借料、地代家賃等の販売費及び一般管理費や仕入資金を含む運転資金を確保することが難しい状況にありました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでいることから、運転資金の不足は継続すると考えられ、当社の成長戦略が結果に結びつくまでの間において、財務基盤の強化が喫緊の経営課題であると認識しており、本新株予約権の行使による調達資金を運転資金に充当し、財務状況の安定化を図ります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H.ワーン (P.H. Warne) CEO M.J.リームスト (M.J. Reemst)
資本金	8,523百万豪ドル (719,000百万円) (2021年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及び出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%

(2) 提出者と割当予定先との関係

資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係		記載すべき人的関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 注4 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、現在行っている事業再生及び成長戦略が結果に結びつくまでの比較的短期間において、財務体質の改善が喫緊の経営課題であると認識したため、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、2021年4月初旬頃に、当社の親会社であるバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ (代表取締役: 篠田丈 所在地: 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー39階) から紹介を受け、同社を通じて初期的に割当予定先に打診したところ、割当予定先より株式購入保証期間が設定された本新株予約権による資金調達の提案がありました。当該提案については、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 注4 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 本スキームの特徴」に記載のとおり、行使価額修正条項付新株予約権の行使を通じた資金調達手法であるため、株価の変動に伴い行使価額修正条項により資金調達額が減少する可能性があることや、株価が新株予約権の下限行使価額を下回った場合に新株予約権の行使が進まなくなる可能性がある等のデメリットがありますが、株式購入保証期間が設定されていることから、機動的な資金調達を行うことが可能になる等のメリットがあり、また、株式希薄化の抑制、資金調達の柔軟性及び段階的・追加的な資金調達の実現性が高く、既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断したことから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式及び新株予約権の数

本新株予約権 32,000個 (その目的となる株式 3,200,000株)

(5) 株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約束させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約束させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売者となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者も含む)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先の2021年3月期のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名: Corporations Act 2001)に基づく資料)により、2021年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が27,649百万豪ドル(円換算額: 2,332,470百万円、参照為替レート: 84.36円(株式会社三菱UFJ銀行 2021年3月31日時点仲値))であることを確認しており、本新株予約権の払込み及び行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、本新株予約権の払込みに要する資金(約5百万円)及び本新株予約権の行使に要する資金(約713百万円)の財産の存在について確実なものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先とは互いに直接の資本関係のないものの、割当予定先と同様に、マッコリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所(ASX)に上場)の完全子会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認するとともにまた、割当予定先担当者との面談によるヒヤリングにより、マッコリー・グループの概要及び日本においてはマッコリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表取締役:能勢元、所在地:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)に算定を依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間(2年間)、権利行使価額(223円)、当社普通株式の2021年6月17日の株価(223円)、株価変動率(ボラティリティ44.97%)、配当利回り(0.90%)及び無リスク利率(-0.128%)、当社の信用スプレッド(25.17%、想定格付け:CCC、デフォルト確率:20.11%)、当社の取得条項(コール・オプション)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、一様に分散的な権利行使がされること、20連続取引日間の東京証券取引所における本株式の普通取引の出来高加重平均価格が下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本新株予約権1個当たり174円(1株当たり1.74円)となりました。当社は、この算定結果を参考として、本新株予約権の1個当たりの払込金額を算定結果と同額である金174円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である2021年6月17日の東証終値である223円としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、有利子負債の返済資金並びに運転資金として充当するための資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、修正日の前取引日の東証終値の91%としました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、監査役3名全員(うち2名が社外監査役)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社及び割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、同社は新株予約権発行要項の内容等をもとに本新株予約権の価額算定方法として市場慣行に従った一般的な方法により価額算定が行っていることから、上記の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の総数は3,200,000株(議決権数32,000個)であります。さらに、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数12,830,005株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数128,105個)(当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、かかる分割の影響を考慮して発行済株式総数及び議決権数を算出しております。)を分母とすると24.94%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は24.98%。小数第3位四捨五入)の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式数3,200,000株に対し、2021年6月17日から起算した、当社過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は191,314株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は361,241株及び過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は741,969株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は13,061株となり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の6.83%に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本新株予約権の発行要項に付していることで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
バリューアップ・ファンド投資 事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5-1	7,023	54.82	7,023	43.87
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia	-	-	3,200	19.99
株式会社エムエスシー	東京都杉並区上井草1丁目33番 5号	847	6.61	847	5.29
寺村 久義	東京都練馬区	265	2.06	265	1.66
佐藤 兼義	静岡県湖西市	239	1.86	239	1.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号 日本生命証券管理部内	200	1.56	200	1.25
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2-10号	141	1.10	141	0.88
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	137	1.06	137	0.86
山田 博補	兵庫県神戸市	129	1.00	129	0.81
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	104	0.81	104	0.65
計		9,086	70.92	12,286	76.73

(注) 1 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年3月31日時点の株主名簿を基準とし、2021年4月1日を効力発生日とする普通株式1株につき5株の割合による株式分割による調整後の数値を記載しております。

3 「割当後の所有株式数」は本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

5 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の2021年3月31日時点における総議決権数である128,105個に、本新株予約権の目的である株式に係る議決権数(32,000個)を加算した後の総議決権数160,105個に対する割合であります。

6 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式数の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式数の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第54期事業年度）及び四半期報告書（第55期第3四半期）（以下「当該有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年6月18日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年6月18日）現在において判断したものであります。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第54期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年6月18日）までの間において、次のとおり臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

（2020年6月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2020年6月22日開催の当社第54期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金を当社普通株式1株につき30円とする。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、寺村公陽、藤澤英樹の2氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、宮下利明、野口和弘の2氏を選任する。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役に対し、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	6,456	49	0	(注)1	可決(98.86%)
第2号議案				(注)2	
寺村 公陽	6,438	68	0		可決(98.59%)
藤澤 英樹	6,439	67	0		可決(98.60%)
第3号議案				(注)2	
宮下 利明	6,438	68	0		可決(98.59%)
野口 和弘	6,444	62	0		可決(98.68%)
第4号議案	6,363	143	0	(注)1	可決(97.44%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2020年10月5日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2020年9月18日開催の取締役会において決議いたしました、バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当の方法による新株式の発行及び自己株式の処分、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)に関し、2020年10月5日に払込手続きが完了いたしました。これに伴い、当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合
住所	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー35階
代表者の氏名	無限責任組合員 株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ 代表取締役 篠田 丈
出資の額	17.71億円(組合員の出資約束金額の総額)
事業の内容	有価証券の取得等

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	14,047個	54.82%

(注1) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2020年3月31日現在の総議決権数(11,576個)に本第三者割当により増加する議決権数(14,047個)を加えた数(25,623個)を分母として計算しております。なお、本新株予約権については、行使前であるため加味していません。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、2020年9月18日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議していましたが、2020年10月5日に本第三者割当に係る払込みが完了したことに伴い、割当先であるパリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合が当社の親会社となりました。

異動の年月日 : 2020年10月5日

2. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの

パリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

主要株主でなくなるもの

株式会社エムエスシー

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
パリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	14,047個	54.82%

株式会社エムエスシー

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	1,694個	14.63%
異動後	1,694個	6.61%

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、2020年3月31日現在の総議決権数(11,576個)を分母として計算しております。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2020年3月31日現在の総議決権数(11,576個)に本第三者割当により増加する議決権数(14,047個)を加えた数(25,623個)を分母として計算しております。なお、本新株予約権については、行使前であるため加味していません。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の年月日

2020年10月5日

3. その他の事項

臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,731,099,305円

発行済株式総数 普通株式 2,566,001株

（2020年12月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2020年12月15日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年12月15日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役3名選任の件

取締役として、齊藤政幸、篠田丈、瀧上眞次の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案					
齊藤 政幸	19,718	66	0		可決（99.66％）
篠田 丈	19,712	72	0	（注）	可決（99.63％）
瀧上 眞次	19,706	78	0		可決（99.60％）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に臨時株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2021年2月10日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 提出理由

2020年10月5日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2 訂正内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

（訂正前）

3. その他の事項

臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,731,099,305円

発行済株式総数 普通株式 2,566,001株

（訂正後）

3. その他の事項

臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,650,450,672円

発行済株式総数 普通株式 2,566,001株

(2021年5月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年5月25日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議するとともに、同日開催された取締役会において、当該議案を「会計監査人選任の件」として2021年6月28日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称
選任する監査公認会計士等の名称
監査法人ハイビスカス

退任する監査公認会計士等の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日
2021年6月28日(第55期定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
1995年6月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見書等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月28日開催予定の第55期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査役会は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性について考慮した結果、その後任として新たに監査法人ハイビスカスを会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見
退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見
妥当であると判断しております。

3 資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第54期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年6月18日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年10月5日 (注)	1,191,900	2,566,001	343,608	1,650,450	343,608	1,301,690

(注) 新株式の発行による増加であります。

4 最近の業績の概要

2021年3月期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の業績の概要

2021年5月14日開催の取締役会で承認し、公表した2021年3月期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の財務諸表は以下のとおりです。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,666,352	1,683,848
完成工事未収入金	28,456	20,336
売掛金	191,284	194,753
永代使用権	178,218	174,234
未成工事支出金	163,643	184,582
原材料及び貯蔵品	67,234	52,025
前渡金	2,592	1,445
前払費用	38,467	23,040
立替金	8,621	9,171
その他	10,705	5,210
貸倒引当金	19	22
流動資産合計	2,355,556	2,348,627
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,671,666	1,677,472
減価償却累計額	973,272	1,039,054
建物(純額)	698,393	638,417
構築物	50,660	50,660
減価償却累計額	46,572	47,093
構築物(純額)	4,087	3,567
機械及び装置	17,045	17,045
減価償却累計額	16,896	16,902
機械及び装置(純額)	149	143
車両運搬具	30,317	27,857
減価償却累計額	30,219	27,791
車両運搬具(純額)	98	65
工具、器具及び備品	277,242	276,753
減価償却累計額	262,617	268,484
工具、器具及び備品(純額)	14,624	8,268
土地	2,027,978	2,031,662
建設仮勘定	-	1,199
有形固定資産合計	2,745,331	2,683,323
無形固定資産		
ソフトウェア	113,133	60,265
電話加入権	21,201	21,201
無形固定資産合計	134,334	81,466

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産		
出資金	6,120	6,120
長期貸付金	70,867	59,527
差入保証金	3,123,133	3,804,491
長期未収入金	365,904	361,053
長期前払費用	16,194	5,216
保険積立金	227,483	227,572
霊園開発協力金	-	27,770
繰延税金資産	163,434	17,301
その他	85,455	104,843
貸倒引当金	30,090	31,098
投資その他の資産合計	4,028,502	4,582,799
固定資産合計	6,908,169	7,347,588
繰延資産		
株式交付費	-	39,229
繰延資産合計	-	39,229
資産合計	9,263,726	9,735,445
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,094	72,630
短期借入金	116,767	649,146
1年内返済予定の長期借入金	1,623,642	1,005,083
1年内償還予定の社債	204,750	10,000
未払金	66,598	84,745
未払費用	55,685	62,729
未払法人税等	13,903	16,257
未払消費税等	36,678	11,022
未成工事受入金	110,080	122,945
預り金	86,076	128,643
賞与引当金	28,100	3,479
リース債務	2,264	2,264
その他	14,483	10,315
流動負債合計	2,436,123	2,179,261
固定負債		
社債	115,000	5,000
長期借入金	2,910,561	3,160,530
退職給付引当金	326,392	252,141
役員退職慰労引当金	147,469	74,809
リース債務	11,320	9,056
その他	73,841	131,229
固定負債合計	3,584,584	3,632,766
負債合計	6,020,708	5,812,027

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,306,842	1,650,450
資本剰余金		
資本準備金	958,082	1,301,690
資本剰余金合計	958,082	1,301,690
利益剰余金		
利益準備金	96,139	96,139
その他利益剰余金		
別途積立金	1,260,000	1,260,000
繰越利益剰余金	53,100	380,690
利益剰余金合計	1,303,039	975,448
自己株式	315,476	2,768
株主資本合計	3,252,487	3,924,820
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	9,469	7,085
評価・換算差額等合計	9,469	7,085
新株予約権	-	5,682
純資産合計	3,243,018	3,923,417
負債純資産合計	9,263,726	9,735,445

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,169,188	2,624,600
売上原価	1,001,049	798,565
売上総利益	2,168,138	1,826,034
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	390,294	332,734
支払手数料	54,852	69,660
役員報酬	92,965	153,410
給料及び手当	744,414	638,217
法定福利費	115,278	101,953
福利厚生費	3,763	4,462
賞与引当金繰入額	55,332	27,433
退職給付費用	37,396	43,644
役員退職慰労引当金繰入額	35,256	72,659
旅費及び交通費	45,875	39,212
交際費	8,316	5,592
通信費	46,216	39,754
消耗品費	21,449	19,474
賃借料	41,304	41,682
貸倒引当金繰入額	410	1,010
減価償却費	139,145	136,794
その他	235,535	221,428
販売費及び一般管理費合計	1,996,474	1,716,517
営業利益	171,663	109,517
営業外収益		
受取利息	2,008	1,782
受取配当金	12,783	183
受取賃貸料	4,846	4,816
受取手数料	-	5,856
協賛金収入	6,095	3,762
違約金収入	30	300
その他	12,954	5,141
営業外収益合計	38,719	21,841
営業外費用		
支払利息	89,894	98,289
社債利息	5,174	1,885
シンジケートローン手数料	-	140,000
その他	12,534	31,584
営業外費用合計	107,603	271,759
経常利益又は経常損失()	102,779	140,400

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	517	249
投資有価証券売却益	53,640	-
特別利益合計	54,157	249
特別損失		
固定資産除却損	-	174
霊園開発中止損	6,429	-
特別損失合計	6,429	174
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	150,508	140,325
法人税、住民税及び事業税	9,732	10,527
法人税等調整額	568	141,953
法人税等合計	10,301	152,481
当期純利益又は当期純損失()	140,206	292,806

[売上原価明細書]

区分	注記 番号	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
永代使用权		23,287	7.9	29,507	9.7
材料費		112,371	38.1	117,978	38.7
労務費	1	12,685	4.3	13,313	4.3
外注費		132,695	45.0	129,697	42.5
経費	2	13,897	4.7	14,520	4.8
当期総工事費用		294,936	100.0	305,018	100.0
期首未成工事支出金		178,196		163,643	
合計		473,133		468,661	
期末未成工事支出金		163,643		184,582	
当期工事原価		309,490		284,079	
工事取扱手数料他		59,058		58,979	
葬祭事業原価	3	632,501		455,506	
売上原価		1,001,049		798,565	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であります。

(注) 1. 労務費のうち賞与引当金繰入額は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	
	賞与引当金繰入額(千円)	1,465		535

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	
	雑費(千円)	1,660		2,133
旅費交通費(千円)	2,315		2,527	
減価償却費(千円)	492		441	

3. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	
	商品仕入高(千円)	423,142		283,293
減価償却費(千円)	3,004		2,690	

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,306,842	958,082	958,082	96,139	1,260,000	193,306	1,162,832	228,293	3,199,463
当期変動額									
当期純利益						140,206	140,206		140,206
自己株式の取得								87,182	87,182
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	140,206	140,206	87,182	53,024
当期末残高	1,306,842	958,082	958,082	96,139	1,260,000	53,100	1,303,039	315,476	3,252,487

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	55,440	12,461	42,978	3,242,441
当期変動額				
当期純利益				140,206
自己株式の取得				87,182
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	55,440	2,992	52,447	52,447
当期変動額合計	55,440	2,992	52,447	577
当期末残高	-	9,469	9,469	3,243,018

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,306,842	958,082	958,082	96,139	1,260,000	53,100	1,303,039	315,476	3,252,487
当期変動額									
新株の発行	424,256	424,256	424,256						848,513
剰余金の配当						34,784	34,784		34,784
当期純損失()						292,806	292,806		292,806
自己株式の取得								81	81
自己株式の処分	80,648	80,648	80,648					312,789	151,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	343,608	343,608	343,608	-	-	327,590	327,590	312,707	672,333
当期末残高	1,650,450	1,301,690	1,301,690	96,139	1,260,000	380,690	975,448	2,768	3,924,820

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	9,469	9,469	-	3,243,018
当期変動額					
新株の発行					848,513
剰余金の配当					34,784
当期純損失()					292,806
自己株式の取得					81
自己株式の処分					151,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		2,384	2,384	5,682	8,066
当期変動額合計	-	2,384	2,384	5,682	680,399
当期末残高	-	7,085	7,085	5,682	3,923,417

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	3,218,409	2,718,286
原材料又は商品の仕入れによる支出	864,702	722,210
人件費の支出	1,116,923	956,950
その他の営業支出	865,783	819,238
小計	370,998	219,887
利息及び配当金の受取額	14,115	1,296
利息の支払額	96,294	85,632
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	38,429	7,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	250,390	128,234
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	202,023	179,000
定期預金の払戻による収入	358,823	247,980
有形固定資産の取得による支出	34,666	12,596
有形固定資産の売却による収入	517	250
無形固定資産の取得による支出	-	11,252
投資有価証券の売却による収入	343,554	-
貸付金の回収による収入	10,683	11,339
霊園開発協力金の支出	-	75,570
霊園開発協力金の回収	12,677	5,868
差入保証金の差入による支出	658,005	850,156
差入保証金の回収による収入	210,670	200,316
保険積立金の解約による収入	331,478	39,218
その他	44,796	39,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	328,915	662,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	325,000	952,384
短期借入金の返済による支出	220,901	420,005
長期借入れによる収入	1,867,049	3,000,234
長期借入金の返済による支出	2,035,126	3,518,590
社債の償還による支出	335,100	304,750
株式の発行による収入	-	801,438
自己株式の処分による収入	-	151,492
自己株式の取得による支出	87,428	81
新株予約権の発行による収入	-	5,682
配当金の支払額	211	32,387
その他	2,264	2,264
財務活動によるキャッシュ・フロー	488,980	633,152
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90,325	98,476
現金及び現金同等物の期首残高	890,093	980,418
現金及び現金同等物の期末残高	980,418	1,078,895

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第54期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第55期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月22日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原山 精一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ニチリョクの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ニチリョクが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 高弘 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。